

新潟県条例第8号

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
手数料を納めなければ ならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければ ならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第4条第2項 の規定により毒物 又は劇物の製造業 又は輸入業の登録 （製剤製造業者等 に係るものを除く。） を受けようとする者	毒物劇物 製造業又 は輸入業 の登録申 請經由手 数料	1件につき <u>20,700円</u>	2 法第4条第2項 の規定により毒物 又は劇物の製造業 又は輸入業の登録 （製剤製造業者等 に係るものを除く。） を受けようとする者	毒物劇物 製造業又 は輸入業 の登録申 請經由手 数料	1件につき <u>20,600円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。